



新幹線の運行を優先し 年休権を否定するJR東海

今城さん年休裁判で堂々と意見陳述

本日、東京地裁で年休裁判の弁論が開催され、多数の組合員・OBが傍聴しました。共に年休裁判を進めている新幹線関西地本からも二人の仲間が参加しました。

冒頭、原告を代表して今城さんが「運輸所では指定した日の5日前にならないと年休が取れるかわからない、年休失効も毎年続いており、年間100回以上



も時季指定をしている」「会社の勤務作成責任者は、年休失効の実態を知らず、変形労働時間制も知らず、要員が足りなくても臨時列車運行を優先していた。」「5日前の年休取得は問題ないと証言していた。」「新幹線運転士は拘束時間が長く睡眠時間も少なく過酷な勤務だ。年休取得で十分な休養が絶対的に必要だ。」と堂々と意見陳述を行いました。

仲田弁護士も意見陳述で「時季指定から25日間以上年休取得の可否がわからなかった事例が30回～70回もあった」「会社は事業の正常な運営をさまたげる具体的な事由を何一つ示していない。」「(年休が入らない状況は)会社の年休権に関する無理解、労働者の権利を遵守する姿勢の完全な欠落、営利第一主義によるものだ。」「年休制度の原点・本質にふまえた判断を」と訴えました。

これで2017年よりおよそ5年にわたり進められてきた年休裁判は結審となり、判決は来年3月16日になりました。